

令和元年度

3月定例教育委員会

会 議 録

(公 開)

令和2年3月13日

1 開 会 14時10分

教育長から、「議題第44号」については、人事に関するものであること、「議題第50号」については、個人情報が含まれていること、「その他③」「その他④」については、後日公表されるものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、2月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 議題第45号 令和2年4月1日付け宮崎県教育委員会事務局等組織改正に伴う訓令の廃止について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則及び訓令の一部改正について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

松田委員

常勤職員等と同じ労働であれば同じ賃金でという形になるということによろしいですか。

教育政策課長

そのような考えに基づいて定めております。

松山委員

会計年度任用職員というのは、会計年度ごと、つまり1年を任期として任用されるということですか。例えば、年度ごとに毎回任用されて、1年、2年、3年と繰り返された場合に、一般企業であれば無期限への変更等の制度があると思いますが、公務員においてはそれは適用されないということですか。

教育政策課長

民間ではそのような制度がありますが、公務員は原則試験を受けて任用という形になるため、会計年度任用職員は1年ごとの契約となります。何年か続けたことによって正職になるという制度ではございません。

教育長

退職手当も支給されるのですか。

教育政策課長

フルタイムの職員については退職金がありますが、今回募集しているのはフルタイムではないため退職金はありません。

島原委員

基本的に同じ仕事をすれば同じ報酬とした場合、人事評価等と賃金の連動性はどうか。

教育政策課長

人事評価は行いますが、それをどのように反映するかなどはまだ詳しくは決まっています。

島原委員

4ページの4項目目に「人事評価の実施方法は、常勤職員と別の取扱いとする」と書いてありますので、それについても検討ができましたら教えていただきたいと思っています。

教育政策課長

詳細が決まりましたらお伝えしたいと思います。

高木委員

12ページに「技師又は技術員」とありますが、技術員だけが会計年度任用職員になって、技師は会計年度任用職員にはならないというのは、何か理由があるのですか。

教育政策課長

技術員というのは、現在はいないということで削除させていただいたところ
。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第47号 宮崎県教育委員会が行う県統計調査等に関する宮崎県統計条例施行規則の制定について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

県の指定統計というのは教育委員会にもあるのですか。

教育政策課長

今のところ指定統計はありません。統計調査課の三つのみが指定統計になっていて、教育委員会のものはその他の調査ということになりますが、それらも公開の対象になったということで今回規則を制定させていただきました。

松山委員

この制定で具体的にどのような場合が想定されるのか教えてください。

教育政策課長

例えば「みやざきの教育に関する調査」のような教育委員会が持っている三つの調査について、元々結果の公表はしていますが、今回の規則の制定によって、国の行政機関や県内市町村の自治体などが調査票自体をデータでもらえるようになりますので、それに基づいて独自の分析をしたりすることができるようになります。

松山委員

市町村からの調査票情報の提供依頼などは想定されているのですか。今後可能性としてあるのでしょうか。

教育政策課長

まだどこまで市町村が求めてくるかは分かりませんが、庁内での利用もできるようになりますので、他の部署から情報の利用を求められることもあるでしょうし、将来的には他の自治体から申請がある場合も考えられます。

松山委員

情報を共有できるようになることで、業務が改善したり分析の精度が高まったりという効果もあるのですか。

教育政策課長

所管している課とは違う視点で情報を利用・分析できるようになりますので、色々なものを引き出せるようになるのではないかと思います。

教育長

様式等は知事規則の例によるということですね。

教育政策課長

独自に教育委員会で定めるのではなく、知事部局が定めたものを包括的に準用していくことになります。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第48号 宮崎県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部改正について

財務福利課長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

松山委員

規程上は副教育長が計画の作成と業務の統括管理の責任を負うという形になると思いますが、教育庁全体の最終的な責任は教育長にあるという前提で、計画に基づく業務に関して、副教育長が中心となって管理するということがよろしいですか。教育長という文言が全く無くなってしまうので、最終的な責任の所在は教育長にあるのかという確認です。

財務福利課長

教育長が事業主の最高責任者ということになるので、教育長の責任も十分ありますが、実際に所属職員の衛生管理を監督しているのは各所属長になるため、今回各所属長の責任を明記したところです。労働安全衛生法自体に事業者としての教育長の責任が定められておりますので、今回の規程においては、副教育長の責任を明確にしたところです。教育長の責任がないということではありません。

島原委員

法律でいうとそうだと思いますが、通常は総括安全管理責任者は誰かということをも明記するものだと思います。安全衛生管理体制の組織図があつて、総括安全管理責任者は教育長であるということになると思うのですが、その明記がなくていいのか

なという気がします。また、衛生管理者を指名するとなっておりますが、衛生管理者は衛生管理者資格を持っていないといけないので、その曖昧になっている部分を確認していただけたらと思います。

財務福利課長

総合調整機能については、一定規模以上の事業所においては総括安全衛生管理者を選任することが義務付けられています。県教育庁の場合は実質的に事業の実施を総括管理する者に副教育長が該当すると考えられます。

島原委員

教育庁のような大きな組織では総括安全管理責任者はいないといけないと思います。人数が何名だったかは分かりませんか。

財務福利課長

人数については、労働安全衛生法施行令第2条に1000人以上とあり、教育委員会の場合には該当しませんが、あえて総括安全衛生管理者等を設置しているところではあります。

島原委員

1000人規模以下は設置しなくていいとなると、民間企業はほとんど設置しないことになってしまいます。

財務福利課 鈴木主幹

総括安全衛生管理者は1000人以上ということになりますが、教育委員会は「その他の業種」になります。教育庁の建物においては、法律に基づいて衛生管理者が私と保健師の二人おりますので、法律は満たしているということになります。出先機関においては、衛生管理者についてこの規程で定められており、50人以上のところには一人ずつ置くよう当課で予算措置をさせていただいています。

財務福利課長

学校においては、衛生管理者と衛生推進者がおります。衛生管理者については教職員50人以上で選任、衛生推進者については教職員10人から49人で選任することになっています。

島原委員

総括安全管理者は置かなくていいということですか。

財務福利課 鈴木主幹

衛生管理者と総括安全衛生管理者については、規程の中に衛生管理者としての規定もありまして、総括安全衛生管理者ではなく、総合調整を行う者として副教育長に総括の立場をしていただくということになります。

松山委員

今回の改正の理由は、責任体制の明確化と業務の効率化ということですが、教育長から副教育長になり、また出先機関の長の責任を明確化するよう変更することで、具体的にどのような業務の効率化につながるのか教えてください。

財務福利課 鈴木主幹

昨年から、働き方改革推進法によって具体的で実効性のある措置が事業者に求められるようになりました。それに伴い労働安全衛生法も改正されました。例えば、以前は勤務時間については客観的な方法で把握することとなっていましたが、改正により法律上の義務として求められるようになりました。そこで出先機関の長や課長の責任を明確化することによって、責任を認識していただくようにしたということになります。

松山委員

委員会の管理が形骸化しないためにも、責任が明確化されたり、実際に動いている方が責任者として明記されたりすることはいいことだと思います。

財務福利課長

改正前の規程では、職員の責任しか記載されていませんでした。所属長についても責任があるということで、今回他県の例も参考にさせていただきながら、追記したところです。

高木委員

27ページの雇入時健康診断の「新規」というのは会計年度任用職員の方も含むのですか。

財務福利課 鈴木主幹

今年は新規の方でしたが、来年度以降は会計年度任用職員も含まれます。

木村委員

責任体制の構図の中に教育長はいらっしゃるのですか。

教育長

責任が教育長にあることは法律に明記されていますが、事務の効率化のために副教育長に計画策定以降を担わせる規定にするということですよ。

財務福利課長

事業実施に当たっては、総括管理は副教育長ということにさせていただいています。

松田委員

このシステムを図式化した場合、教育長という名前は消えてしまうということですか。責任はあるけれども組織図には名前がないということですね。

財務福利課長

労働安全衛生法の第3条に事業者等の責務について定めがあるため、そちらで規定されているということで、この規程で図式化した場合には教育長は出てこないということになります。

教育長

知事部局の規程では、知事には責任がありますが、副知事や総務部長といった職の人の役割になっているのですか。

財務福利課 鈴木主幹

知事部局の規程を参考にこちらでも作成していますが、知事部局の規程には「知事」の記載はなく、副教育長の部分が総務部長になっています。出先機関の長等についての記載はありません。教育委員会が初めて記載することになります。

教育長

今のお話だと、知事部局のほうでは最初からそのように規定されていましたが、教育委員会だけが責任も職務も教育長になっていたということですね。

副教育長

教育委員長時代の名残で、統括する職員が教育長ということになっていました。副教育長というポストができて、教育長の業務について権限委譲を進めてきたところで、今回の件についても権限委譲ができる案件だということで規程を改正しているものです。副教育長が教育長の指示を仰いで、統括管理者として管理にあたるということになります。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第49号 宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

高校教育課長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ その他① 令和2年4月1日付け宮崎県教育委員会事務局等組織改正について（規則改正等を伴わないもの）

教育政策課長

（資料に沿って説明）

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

島原委員

人数の増減と、増えた分をどう手当する予定なのか教えてください。

教育政策課長

特別支援教育課については、現在は企画指導担当が5名、教育推進担当が2名となっております。改正後は計画担当が3名、指導担当が3名、教育推進担当は2名のままですので、課としては1名増員ということになります。スポーツ振興課については、現在管理担当が3名、学校体育担当が4名、競技スポーツ担当が6名、生涯スポーツ担当が3名、健康教育担当が4名です。改正後は、管理担当と学校体育担当はそのまま3名と4名、競技スポーツ担当を一人減らして5名、その減らした一人を施設整備担当に入れて新たに3名、生涯スポーツ担当と健康教育担当は3名と4名のままですので、課としては2名増員になります。

島原委員

増員になった分は他からの異動ですか。

教育政策課長

競技スポーツ担当については、高校総体推進課から途中移動等ありましたが、今回の全体の人事異動の中で手当することになります。

松田委員

純粋に増えたという考えでよろしいですか。

教育政策課長

高校総体推進課の分が減っているため、その分を持ってきているので全体の定数はほとんど変わっておりません。

教育長

よろしいですか。

では、この件についてはこれで終わります。

◎ その他② 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業への対応について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

教育長

経済10団体から県のほうに申し入れがあり、私も出席してきました。経済的にかなり痛手が大きいということで、色々な対策を求められたところです。飲食業などは本来この時期は仕事が多く入る時期ですが、仕事が入らないことで、食材も余っていて、食材の値段も下がっているようです。農産物や子牛の価格も下がってきており、中国に多く輸出している木材も売れずに価格が下がってきているということで、非常にマイナスの連鎖が起きております。中には学校を開けてほしいというような御意見もありました。一方で医師会のほうの会長からは、やはり慎重にすべきではないかという御意見もありました。かつてスペイン風邪が発生したときに、世界で5億人以上が感染し、その内一割の5000万人が亡くなったそうです。それは治療法が確立できていない感染症で、さらにワクチン等の予防もできない状況が重なったことも原因だと考えられます。新しい病気の場合はそのようなパンデミック状況になることがあります。今回も同じようなことが懸念されるので、そこは対応しなくてはならないという御意見もありました。子供を預かる立場からすると、感染防止対策はしっかりやらなくてはなりません。経済活動が止まっているという状況もありますので、そこも含めて、学校運営のことを考えてこのような対応をしたところです。また、先ほど県のほうの対策本部会議がありました。そこで一つだけ、この資料にないことを報告してきました。春休みの前日まで臨時休業ということをお願いしていますが、県立学校では来週17日から春休みに入るところがありますので、16日には17日以降の対応について通知を出したいと考えている旨を述べてきました。18日に高等学校の一般入試の発表があって、その後の二次募集については実施しないといけないと考えています。入学者の説明会についても、そこで制服、教科書、参考書など色々な購入の手続等も出てくるでしょうから、その入学に該当する学年には対応しなくてはならないと思っています。国はまだ春休みの対応を示していませんが、宮崎県は考えていかなくてはならない状況にあるということ念頭に置いて御意見いただけたらと思います。

島原委員

感染防止の取組を五つ挙げていただけていますが、現在消毒液やマスクが不足している状態で、学校のほうでは確保できているのですか。

高校教育課長

現在臨時休業中ですが、休業に入る前、それから今現在においては、そのような

不足しているためどうかしてほしいという連絡は入っていませんが、非常に懸念される部分です。必要であれば調査をかけようと思いますが、調査をかけて補充できるのかという問題もありますので、また検討しなくてはなりません。

島原委員

業務用の大きなアルコールや次亜塩素酸などは購入できるという情報もありますので、そういったものを小分けにするなど、検討はしておいたほうが良いと思います。直前になって手に入りませんということになってはいけないと思います。

高校教育課長

スポーツ振興課と一緒に検討してまいりたいと思います。

島原委員

もう一つ心配なのが、就職活動が止まっているのではないかとということです。7月解禁ではありますが、例年であれば、この時期から三者面談をして決めていくという動きがあると思います。そういったことが例年とどう変わっているのか把握した上で、場合によっては支援をする必要があると思います。現場からの情報収集をしていただけたらと思います。

高校教育課長

現場からの情報を収集していきたいと思います。なお、進学就職等の進路決定に係る個別の対応については可ということにしていますので、各学校で対応している状況です。今年度の就職希望の卒業生については、例年三、四名残るところですが、本年度もそれくらいの数字になっています。これについては次年度も引き続いて、相談にのっていくこととしています。

松山委員

教育長がおっしゃった春休みの対応については、授業がある期間は臨時休業という対応ですが、春休み期間については特別な対応をまた考えるということですか。

教育政策課長

今は春休みまでの対応となっているため、ひょっとしたら保護者や子供たちは、臨時休業が終わったら普通の土日と同じような生活でいいのかなと誤解を持たれるかもしれません。そこを念押しするために、春休み中も基本的には今と同じような対応をとることなどをお知らせするものを出そうと考えています。

松山委員

とるべき行動や注意事項等を再度通知するということですか。

教育政策課長

今のところ、外出については、基本的には自宅待機が原則ということにはなっていますが、国のほうも散歩や軽い運動ならいいということを示していますので、そのようなことをできるだけイメージできるように、文書等でお知らせしようと思っています。

ます。

松山委員

3月6日発表の「児童生徒及び保護者への対応」の中で、家庭学習について書かれていますが、家族が仕事に行っていると、子供がきちんと学習できているか、そのような教材があるのか不安に思われる方もいらっしゃると思います。近所の小学校では、「教育ネットひむか」の紹介があり、教材があるという案内があつて非常に助かりましたが、宅習のみではなかなか子供の行動が曖昧になってしまいますし、やることなく外に出るといのは大変不安ですので、そのような指導や教材の提供等は継続していただけたらありがたいと思います。

義務教育課長

家庭の学習支援については、全ての市町村で学習プリントを配付したり、家庭訪問をして学習状況を確認したりするなどしています。ネット等で学習ができる支援については、本日から県教育委員会の「教育ネットひむか」で、臨時休業中に子供たちに役立つコンテンツやプリントをトップ画面に貼り付けて、各家庭から直接アクセスできるようにするなど、活用できる取組を始めているところです。

高木委員

学習面もですが、心身面への対応も必要かと思えます。街に子供の姿が見えなくなって、どうしているかと非常に心配しています。学童保育や放課後子ども教室等に行っている子供たちはまだいいですが、教育委員会のほうに子供が外で出歩いていると地域住民からの通報があるという話も聞いて、子供たちにストレスがかかっていないか非常に心配です。特に特別支援学校、特別支援学級に在籍している子供たちのストレスが心配だと思えます。もちろん高校生も心配です。生徒たちがどんな不安を抱えているのか、どんなことを願っているのか、先が見えない不安の中で、学習もちろん大事ですが、思春期の子供たちが不安を抱えて過ごすのではなく、先生方がその不安の声を聞き取って、対応できるものを明確にしてあげてほしいです。先生の一声で子供たちも安心すると思えます。何か対策してあげないと、子供たちが一番不安だろうなと思えます。

教育政策課長

子供たちの心のケアは必要だと思えますので、現在の対応に加えて、若干子供たちが外に出られるような、ストレスを解消できるような対応を考えていかななくてはならないと考えています。色々な聞き取りの点については、よりよい対応ができるように考えていこうと思えます。

特別支援課長

特別支援学校については、臨時休業に入った時点で、家庭訪問をしたり電話をかけたというように直接的な声かけを行うように通知をしています。全体の5割を超える児童生徒が放課後等デイサービスに行っていますが、残り4割くらいが自宅にいるということで、その実態等について毎週本課から確認をしている状況です。自宅にいる子供たちや、放課後子ども教室等でも難しい子供たちについては、希望も出てき

ているため、今週から学校で受入れを始めていくということで、状況を把握しながら丁寧に進めていこうと思っています。

人権同和教育課長

児童生徒は現在登校していませんが、カウンセラーについては予定どおり学校に出勤していただき、必要に応じて対応するよう各学校や市町村に通知をしたところです。また、重篤な不安を抱える子供が出た場合には、臨床心理士を派遣する体制を整えています。また、臨時休業に入る前に全ての児童生徒に配布したプリントの中に、相談窓口を紹介しており、悩みや困ったことがあったら相談するよう案内をしたところです。

木村委員

私が日向で放課後子ども教室をしているので現場の声を届けようと思います。3月2日の臨時休業から今日まで、2週間子ども教室を運営してほしいという連絡があり、今週になって、3月27日まで延長してほしいという要請がありました。市のほうにもマスクとアルコール消毒液をお願いしますと伝えていますが、やはりないということで、残り100ccくらいしかない中で月曜日から運営を続けていかななくてはならない状況です。いつも思うのは、結局学校は休校なのに、子供たちは教室に来ていますので、濃厚接触になってしまいます。お弁当を食べるときはもちろんマスクを外しますし、近寄って遊ぶなどというのも無理な話なので、いつまで続くのかと非常に不安です。来年度の保護者説明会なども、するかしないかの判断は現場や市町村で決めてくださいというような状況なので、本当に手探りの状態です。実際はマスクもアルコール消毒液もなく、県に備蓄があるのであれば、すぐにでも欲しいというのが実情です。

教育政策課長

マスクは非常に不足してしまっていて、国が今ようやく確保して自治体に配布しているところなので、ある程度の時期になったら行き渡るのではないかと思います。消毒液については我々も手に入らない状況で、毎週コロナ対策の幹事会をやっていますので、そのような場でこちらからもお願いをしていこうと思います。

教育長

なかなかマスクの確保が難しい状況です。国から来るのも時間がかかると思われまます。一次的には医療関係、二次的に高齢者施設や障害者施設などの福祉関係、教育関係、そのような二次的などところまではまだ難しいのかなと思います。宮崎県はたまたま口蹄疫や鳥インフルエンザ対策で備蓄が少しはあるということなので、そちらを使おうかという話が出ています。消毒液については、次亜塩素酸ナトリウムの希釈を使うことも考えていかななくてはならないのかなと考えています。ただ、手のほうは手洗いをまず徹底してくださいということです。政府発表と現実が違うところに不満が募っているのかなと思いますが、困っていることは声を上げていかないと伝わらないし対策もできませんので、本日出た意見を全国都道府県教育長協議会等を出していこうと思います。

高木委員

これだけ長引いて、かなり経済も後退していると聞きます。飲み屋街にも人がいない、ホテル業界もキャンセル続きで大変だということを知りました。その中で心配しているのは、就職予定の高校生たちの内定取消しなどがいないかということです。相手方の事情によるため何とも言えない部分もありますが、そこを国につないでいただくようお願いします。ここに来て取り消されたらたまらないなと思います。その辺の把握も必要だと思います。

教育長

最終的な取りまとめは高校教育課のほうからあると思います。本当は東京オリンピック景気で夏に向けてはずっといいだろう、そこから落ちるのに備えて経済対策をしなくてはならないという議論だったのに、全然上がらずに下がってしまい、どうするのかなというところですね。それが雇用に影響しないようにということですね。

島原委員

地元企業にとってはチャンスではないかなと思います。地元で雇用しようというふう呼びかけて機運を作るチャンスかもしれません。先行き不透明というのが不安を増大させていると思います。3月16日には次の対応に向けて通知を出すということですが、国が色々な情報を流したり対策を取ったりする日程が分かれば、すぐそれに対応できる体制を整えていてもらいたいと思います。

教育長

先ほど申し上げたとおり、春休みまでといっても春休みはもう来週の火曜日に迫っています。国からの情報を待っていても出てくるわけではないので、我々で考えていけないといけないのかなと思っています。衛生面でしっかり感染拡大を防ぐという手立てをとりながらも、一方では動かすものは動かさないといけないと思います。結局、我々が自分たちで地域を守っていくということを考えていかなければならないと思います。

松山委員

口蹄疫の経験もあるので、事例が違いますが役に立つのではないかと思います。

教育長

役に立つとは思いますが。ただ、あの時にいなかった子供たちが小学校に入学していますので、そういう子供たちにどう伝えていくかということは考える必要があるかもしれません。今のところ県内は感染が一名で止まっていますが、今後入学式をどうするのか、学校を始業していいのかといったことも出てくると思うので、十分注意しながら、しかし動かすべきものは動かしながら、委員の皆様にもおつなぎしつつ対応していきたいと思っています。

教育長

よろしいですか。

では、この件についてはこれで終わります。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、4月16日、木曜日、14時からとなっておりますので
よろしくお願ひします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。